

令和4年度宮城県・仙台市

医療的ケア児等支援者養成研修・医療的ケア児等コーディネーター養成研修開催要領

1 目的

医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成することを目的とする。

2 実施主体

宮城県、仙台市（委託先：一般社団法人宮城・仙台障害者相談支援従事者協会）

3 日程・会場

	日 程	会 場
(1)	令和4年12月2日(金), 3日(土)	東京エレクトロンホール宮城〔仙台市青葉区国分町3-3-7〕
(2)	令和4年12月17日(土), 18日(日)	仙台市障害者総合支援センター（ウェルポートせんだい） 2階研修室1〔仙台市泉区泉中央2-24-1〕

※コーディネーター養成研修は(1)(2)の全4日間となります。

※コーディネーター養成研修（(1)(2)の全4日間）の受講者は、全日程において集合研修での受講となります。会場を確認の上、各会場で受講してください。

※支援者養成研修のみの受講者はオンライン研修となりますので、自宅又は職場等で受講してください。
(1)の研修動画を12月17・18日で配信する予定としております。支援者研修のみ申込をした方に対しては12月14日頃までに動画配信のURLとパスワードをお知らせいたします。

※新型コロナウイルス感染症の影響で日時や会場が変更となる場合があります。その際は別途お知らせします。

4 対象者

(1) 支援者養成研修

県内の事業所等で医療的ケア児等を支援している者及び今後支援を予定する者

※指定相談支援事業所、指定障害児通所支援事業所、指定障害福祉サービス事業所、訪問看護事業所、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、児童館、調剤薬局、行政機関等、様々な場面で医療的ケア児等が地域で生活していくための支援に従事する方を幅広く対象とします。

(2) コーディネーター養成研修

相談支援専門員、保健師、訪問看護師等、今後県内の各地域においてコーディネーターの役割を担う予定のある者であって、本研修の全課程を受講可能な者

※県内の指定相談支援事業所又は医療機関等の相談支援専門員、看護師、医療ソーシャルワーカー等であって、各地域でコーディネーター（医療的ケア児等の支援を総合調整する者）の役割を担う方を対象とします。

5 定員

(1) 支援者養成研修 100人程度

(2) コーディネーター養成研修 40人程度

<コーディネーター養成研修対象者及び留意事項>

※コーディネーター養成研修は、原則1事業所等あたり1人までの申込みとします。

※申込者数が定員を超えた場合は、以下の3点及び圏域・市町村ごとのコーディネーター数や今回の申込者数、職種のバランス等を考慮して選考の上、受講者を決定します。

なお、選考の結果、コーディネーター養成研修の受講を希望されても、支援者養成研修の受講となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

① 県内の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所、基幹相談支援センター又は障害者相談支援業務受託事業所で、医療的ケア児等を現に支援している相談支援専門員

② 県内の医療機関（訪問看護事業所を含む）で医療的ケア児等を現に支援している看護師又は医療ソーシャルワーカー等

③ 障害児等療育支援業務受託事業所の職員

※受講の可否は、別途連絡します。

6 内容

別紙のとおり

7 受講方法

(1) 支援者養成研修

YouTube を使用したオンラインでの受講となります。なお、受講に必要な機材その他必要物品等については、各受講者で御準備ください。別途後日お知らせする URL とパスワードからご視聴ください。

※配信方法が変更になる場合もありますので御了承ください。

(2) コーディネーター養成研修

全日程において集合研修での受講となります。「2 日程・会場」で会場を確認の上、各会場で受講してください。

8 修了証書

コーディネーター養成研修の全課程を受講した方には、宮城県知事から修了証書が発行されます。

※遅刻・欠席・早退に加え、許可なく途中退出した場合、受講態度が著しく悪い場合等は、全課程を受講しても、修了証書が発行されない場合があります。

9 申込方法等

令和4年11月21日(月)までに、お申し込みください。

コーディネーター養成研修を受講希望される方は、受講申込書兼推薦書を紹介・申込先の FAX 番号まで申し込みください。

支援者養成研修のみ受講希望される方は下記の QR コード又は URL から申込ください。

10 照会・申込先

一般社団法人宮城・仙台障害者相談支援従事者協会（担当：遠山）

電話：022-346-7835

※問い合わせの際は、医療的ケア児等研修での問い合わせである旨をお伝えください。

FAX：022-346-7836

URL：<https://forms.gle/rUnkBrvdhRLnQvdc8>

QRコード：



11 その他

- ・この要領において、「医療的ケア児等」とは、「人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児や重症心身障害児等」を言います。
- ・本研修の内容は、「医療的ケア児等総合支援事業の実施について」（平成31年3月27日障発0327第19号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（最終改正 令和4年3月25日））に定める標準的なカリキュラムに準拠しています。
- ・研修資料は別途配布予定のため研修受講にあたりテキストを購入する必要はありませんが、講義・演習は、以下のテキストの内容が前提となっています。必要な方は各自購入してください。
 - ① 医療的ケア児等支援者養成研修テキスト（中央法規出版）
 - ② 医療的ケア児等コーディネーター養成研修テキスト（中央法規出版）
- ・本研修の受講料は無料です。
- ・研修当日は、公共交通機関をご利用ください。
- ・研修中の録画、録音、写真撮影、携帯電話等の使用、資料及び事例の公開・漏洩・利用はお断りします。なお、研修の申込をもって、上記の内容に同意があったものといたします。
- ・オンラインでの研修受講においては、研修受講に必要なパソコンやスピーカー等の設備、ネットワーク環境については、受講者でご準備ください。また、受講の際は研修等に集中でき他者に情報がもれない環境で受講してください。
- ・本研修受講者の氏名や所属事業所等の情報は、医療的ケア児等の支援体制整備のため、各市町村及び県又は各市町村が設置する（自立支援）協議会等に提供させていただくことがあります。
- ・コーディネーター養成研修修了者の所属する指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所に

において、要医療児者支援体制加算の申請を行った場合、県・宮城県医療的ケア児等相談支援センター「ちるふぁ」及び仙台市のホームページで公表します。

- コーディネーター養成研修は、厚生労働省告示に定める「医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」に該当します。なお、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所で要医療児者支援体制加算を算定するためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。

① 医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応できる体制を整えていること。

② ①の体制を整えている旨を事業所に掲示するとともに公表していること。

※医療的ケア児等から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。

(別紙) 研修カリキュラム

日付	時間	科目等名		会場
		支援者 養成研修	コーディネーター 養成研修	
12/2(金)	09:00~09:20		受付	東京エレクトロンホール
	09:20~09:25		オリエンテーション	
	09:25~09:40		主催者挨拶	
	09:40~11:10		【総論】 【連携】 【支援体制整備】	
	11:10~12:10		【医療】	
	12:10~13:10		休憩	
	13:10~14:10		【連携】	
	14:10~14:20		休憩	
	14:20~16:20		【医療】	
	16:20~17:50		【福祉】 【連携】 【支援体制整備】	
17:50~	事務連絡等			
12/3(土)	09:00~09:30		受付	
	09:30~10:30		【計画策定のポイント】	
	10:30~11:30		【福祉】 (虐待)	
	11:30~12:30		【本人・家族の思いの理解】	
	12:30~13:30		休憩	
	13:30~14:30		【福祉】 (あそび・保育)	
	14:30~16:30		【ライフステージにおける支援】 【医療的ケアの必要性が高い子どもの特徴及び支援】	
	16:30~16:40		休憩	
	16:40~17:40		【本人・家族の思いの理解】	
	17:40~		事務連絡等	
12/17 (土)	09:00~09:30	上記 12/2、12/3 の研修内容を動画配信で受講。	受付	仙台市障害者総合支援センター (ウエルポートせんだい) 2階研修室 1
	09:30~09:40		オリエンテーション	
	09:40~12:00		演習【計画作成】	
	12:00~13:00		休憩	
	13:00~17:30		演習【計画作成】	
	17:30~		事務連絡等	
12/18 (日)	09:00~09:30		受付	
	09:30~11:00		演習【事例検討】	
	11:00~11:10		休憩	
	11:10~12:30		演習【事例検討】	
	12:30~13:30		休憩	
	13:30~17:30		演習【事例検討】	
	17:40~		事務連絡等	

※日程・開催時間等については、今後変更する可能性があります。